

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中山 義雄
登録番号又は法人番号	08150322
所属する単位会	長野県行政書士会
事務所名称	行政書士中山法務事務所
事務所所在地	長野県長野市川中島町上氷鉋字腰牧 312 番地 12
処分年月日	令和 2 年 3 月 9 日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、顧客である依頼者から法人変更登記関係及び在留資格変更の業務を受任し、いずれも着手金を受領しているにもかかわらず、業務の遂行を怠り、依頼者への連絡もせず、着手金の返還も行っていない。</p> <p>また、上記事案の聴聞のため開催した綱紀委員会にも出頭しなかった。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 10 条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 13 条(会則の遵守義務) 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則第 62 条第 1 項(法令、会則の遵守等) 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>行政書士倫理第 1 条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>長野県行政書士会会則第 64 条(責務) 会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>